

環境物品貿易と非市場的手段の意義

—非関税障壁への対応をめぐる提案に注目して—

日野道啓*

I.はじめに

本稿の目的は、WTOにおける環境物品貿易の自由化交渉において、途上国によって提案された非市場的手段の経済合理性と妥当性を検討することである。

環境物品貿易の自由化とは、関税および非関税障壁の削減・撤廃を通じて、環境に優しい物品¹の貿易活性化を目指すものである。WTOでは、ドーハ開発アジェンダ（DDA）から交渉が開始された。環境物品貿易の自由化は、市場メカニズムを利用して環境技術の普及を世界規模で促進する作用をもつため、世界的に注目されている。しかし、自由化の方法および目的をめぐる南北対立が尖鋭化しており、自由化の道筋が立っていない（日野 [2011]）。交渉締結あるいは制度設計に関する学問的知見が求められている。

従来の交渉の争点は、もっぱら関税の削減・撤廃に関してであった²。しかし、近年では、途上国が、環境技術の普及促進のためにTRIPS協定のpatent期間の見直しやソフトローンおよび援助の必要性を、非関税障壁の削減・撤廃という名目で主張している。当然ながら、これらの措置は市場メカニズムを利用しないものである。したがって、本稿では、「非市場的手段」と呼ぶことにする³。これらの措置は、途上国の利益に資すると考えられ、したがって、交渉締結に向けた歩み寄りの材料として期待される。しかし、残念ながら、実際の交渉ではあまり注目されていない。そこで、本稿では、これら措置の経済合理性および妥当性を検討し、その意義を明らかにする。また、2012年9月にAPECにおいて環境物品リストが合意されたため、今後はWTOの役割がますます相対化していくと予測されるが、WTO交渉の到達点とその性質を明確にしておくことは、今後のAPECを含めた自由化交渉を展望する際の重要な基礎資料を提供するものになる。

まず、非関税障壁への対応をめぐる途上国の提案については、環境物品貿易の自由化効果について論じた日野 [2012] の議論を参考にしながら、検討を行う。具体的には、環境技術に注目して自由化効果を明確化することで、市場的手段を補完する非市場的手段の役割を明らかにする。非市場的手段を非関税障壁の削減・撤廃という名目で提案したことの妥当性については、MAST (a Multi-Agency Support Team) による非関税障壁の分類・定義の分析およびTRIPS協定の運用をめぐる類似性のあるテーマである「医療品アクセス」を素材に検討する⁴。

本稿の構成は次の通りである。第II節では、環境物品貿易の自由化効果を、環境技術に

注目して検討し、非関税障壁への対応の経済合理性を明確化する。第Ⅲ節では、途上国の提案内容を確認し、くわえて、次節の分析に必要となる、WTOルールの性質について検討する。第Ⅳ節では、非関税障壁の定義・分類、そしてTRIPS協定の内容の検討を通じて、途上国が主張する非関税障壁への対応の妥当性について検討する。第Ⅴ節は、本稿の結論と今後の課題について述べ、むすびとする。

Ⅱ. 非市場的手段の環境効果

環境物品貿易の自由化がもたらす環境効果については、Stern [2007] が環境技術を普及させる作用について言及していた⁵。ただし、その詳細な検討は課題として残されていた。

日野 [2012] では、環境物品貿易と環境効果の関連性を、独自の環境技術の定義を利用して検討している。環境技術をまず、生産技術に限定される「狭義の技術」ではなく、多様な経済活動と関連する「広義の技術」⁶として把握する。ただし、「広義の技術」は、概して物的な補助手段（機械や道具等）によって実施されるため、事実上、「広義の技術」とは、物的な補助手段を用いるための技術に制約される。物的な補助手段を「技術的手段」と呼び、技術的手段を用いるための技術を「器具的技術」と呼ぶ（馬場 [1936]）。

環境技術の場合は、環境物品が技術的手段に相当する。つまり、環境技術とは、事実上、その多くが環境物品を意味することになる。したがって、環境物品の普及は、原則として、環境技術の普及を意味する。ただし、より正確に言えば、環境物品とは、環境負荷の低減に資する一定の潜在的要素を具備したものに過ぎない。仮に、器具的技術が未熟でなかったとしても、環境物品が環境負荷の低減に資さない他の用途に用いられる場合（いわゆる「デュアルユース問題」）は、環境物品としての役割を果たさない。また、既存の有り触れた物品であっても、新しい器具的技術が発見されれば、環境物品になりえる。環境物品の普及＝環境技術の普及ではない。環境物品は、環境負荷の低減を実現するための外的条件を提供するものに過ぎない。環境物品を有効に活用する（複数の器具的手段の中から環境負荷の低減に資するものを実施すること）ことで、環境技術は実践させる。

そして、環境物品を有効に活用するための器具的手段は、環境物品の「使用」だけに留まらない。環境物品の「選択」および「購入」は、環境負荷が相対的に高い代替財の生産および消費を抑制する効果をもつ。結果として、環境負荷の低減につながる。また、環境物品の「修繕」は、環境物品の持続的な「使用」を可能にさせ、環境物品の大量生産、大量廃棄という事態を回避させる。日野 [2012] では、このような多様な器具的手段を、OECD [2002] の消費の定義を利用して、「消費」という用語で統一的に把握している⁷。つまり、環境物品を有効に活用するための器具的手段は、消費者の環境物品に対する、「選択」、「購入」、「使用」、「維持」、「修繕」、「廃棄」の 6 つ過程に関連する。以上より、日野 [2012] では、環境技術を「環境負荷の低減に資するような、環境物品の消費の仕方」

と定義している。

上記の通り、日野 [2012] は、環境物品貿易が、環境技術の普及の外的条件であると述べるが、環境技術の普及をその性質の相違に基づき、2種類に整理すべきだと述べる。第1に、環境技術の「移転」である。これは、複数の主体に注目し、同一の環境技術が主体間に広まっていく過程をとらえるものである。環境物品貿易の自由化は、この環境技術の移転を促進するものと判断できる。ただし、この「移転」には、2つの留意点があると述べる。第1に、いわゆる「N字カーブのジレンマ」である。環境負荷の低い物品であっても、その利用数の増大によって、環境負荷の低減が相殺されてしまう場合がある。環境物品の大量生産、大量廃棄は、もっとも避けるべき事態である。第2に、価格設定の困難さである。その原因の①として、関税の削減・撤廃による価格の低下は、実のところ容易ではない。なぜなら、類似の代替財と関税上の区別が容易でないためである。物品の区分には国際統一商品分類(HS)が利用されるが、HS6桁分類でも分類できない物品は多々ある。原因の②として、価格調整による価格の上昇である。当該財に対する世界的な需要が増大し数量調整によって対応できない場合、価格調整が生じる。結果、当該財の消費は落ち込むことになるが、類似の用途をもつ代替財が存在するケースでは、消費の落ち込みにくわえて代替財の消費拡大という事態を生むかもしれない。さらに、根本的な問題点である原因の③として、環境物品リストの更新の問題である。新しい物品が開発された結果、環境物品の一部は環境物品でなくなる可能性がある。「環境対策物品」のタイプだけではなく、「類似の用途をもつ物品よりも環境負荷の相対的に低い物品」のタイプでは、その傾向が顕著である。ただし、現状において、リストの更新方法に関する種々の案はあるものの、コンセンサスの形成には至っていない。

したがって、日野 [2012] は、もう一つの普及である、「定着」の重要性を説く。定着とは、単一の主体に注目し、当該主体が新たな技術を利用できるようになる過程をとらえるものである。この過程では、学習が必要となる⁸。ここでいう学習とは、知識の獲得による、慣性をもつ情報処理能力の変化である。学習の結果、知識の作用によって、主体は継続的な行動をできるようになる。そして、学習は新たな行動を通じて、当該主体の意識下のもと、あるいは無意識下のもとで生じ、当該主体に知識を形成させる。環境技術に関する学習は、第1に、価格水準に関係なく、環境物品の継続的な「選択」および「購入」の実施を保証する作用(履歴作用)を生む可能性をもつ。また、第2に、「選択」、「購入」および「使用」以外の消費において、あるいは他の環境物品の消費によって、環境技術が実施されることを保証する作用(波及作用)を生む可能性をもつ。そして、第3に、環境物品の新しい消費の仕方、つまり新しい器具的手段を発見させる作用(応用作用)を生む可能性をもつ。

なお、これらの学習の源泉は、主として新たな行動に基づくが、環境物品の消費という、当該主体に環境負荷の低減を実施させる行動が契機になることも当然考えられる。ただし、環境物品の消費による学習の結果獲得される知識は、当該主体の無意識下のもとで形成さ

れる場合も多々あると考えられる。このような暗黙知の、当該主体の意図的な活用は、形式知と比較すると相対的に困難であると考えられる。したがって、暗黙知を形式知に変換する支援策（たとえば、技術指導や環境教育）の実施によって、定着効果の高まりが期待できると述べる。

日野 [2012] が述べる支援策とは、市場的手段でないことは明らかである。本稿が焦点をあてる非市場的手段を含むものである。ただし、日野 [2012] の研究成果は、仮説に留まっており、さらなる実証的研究が求められる。しかし、これらの検討から、非市場的手段が消費者の知識形成を支援・促進し、市場メカニズムによる環境技術の普及を後押しするという経済合理性のある政策であるとの仮説的な結論が得られる。

Ⅲ. 非関税障壁をめぐる主張と WTO ルール

1. 途上国のグルーピングと主張

(1) 途上国のグルーピング

途上国の提案内容を確認し、本稿が焦点をあてる内容を明確化する。まず、途上国という分析の単位の性格とその意義について確認しておく。

環境物品交渉の争点およびその推移を確認すると、交渉の構図は、米国を中心とする「自由貿易派」、EC を中心とする「環境派」、途上国を中心とする「S&D (特別かつ異なる待遇) 派」の対立によって把握できる⁹。「自由貿易派」は、自由貿易の実現こそが環境目的の実現に資すると考え、「環境派」は環境目的のために自由貿易ルールの修正を主張し、「S&D 派」は両グループの主張に反発し S&D の要求を主張していた。ただし、気候変動問題への対応をめぐる、「自由貿易派」と「環境派」に歩み寄りが生じ、主要の対立は、自由貿易と S&D をめぐる南北対立となっている (日野 [2011])。ただし、「S&D 派」というカテゴリーは、あくまで分析概念であり、実存するわけではない。また、先進国以上に多様性をもつ途上国群が、完全に利害を一致させているわけでもない。しかし、第 1 に、日野 [2011] が指摘している通り、途上国の比較優位の構造には類似性がみられる点、第 2 に、複雑な交渉の争点を明確化できる点を考慮すれば、このグルーピングは妥当であろう。

(2) 非関税障壁をめぐる主張

非関税障壁の撤廃・削除に関する議論は、現状では下火であるものの、途上国から次のような主張がある。第 1 に、キューバは、関税措置への対応に終始している現状に不満を示しつつ、非関税障壁への対応策として、①途上国による、環境技術の普及と獲得、環境サービスの実施、環境計画の実施そして物品の購入を促進するために、援助やソフトローンなど措置を講ずる必要性、②環境技術の普及のために、関税措置のもとで定義された環境へのインパクトまたは環境に資する用途をもつ物品に関する TRIPS 協定のpatent期間

の削減、そして途上国への生産と輸出のために税金の免除または削除の適用を主張している (TN/TE/W/73)。また、第 2 に、ペルーは、パテントシステムにおける伝統的な知識および遺伝子情報のソースと原産地の開示のために、TRIPS 協定の修正の必要性を訴えている (TN/E/R/21)。第 3 に、その他の主張としては、税関手続に関連する輸入障壁、物品の評価、輸入禁止、移民手続そしてローカルコンテンツ要件等の問題が取り上げられている¹⁰。

非関税障壁への対応策は、上記の通り、様々である。上記のペルーの主張は、生物多様性条約との関係性のなかで争点となっている問題である。環境物品交渉にも関連性があるが、TRIPS 協定に内在する問題点の 1 つとして把握できる。本稿では、前節で確認した通り、環境物品貿易の重要な作用である環境技術の普及に関連する、キューバの主張に注目する。もっとも、キューバの主張にも多様な論点が含まれる。そこで、環境技術に注目して次のように論点を整理する。つまり、環境技術の普及およびその援助・協力をめぐる TRIPS 協定の弾力的運用を求める提案と位置づける。環境技術の普及促進を阻害するものを非関税障壁と捉え、技術支援・協力といった非市場的手段を実施するために、TRIPS 協定の弾力的運用を求める提案である¹¹。この提案は、その性格上、先進国との立場の違いを強調し、途上国への優遇を求める政策である。したがって、「S&D 派」の主張として位置づけられる。

2. 複雑な WTO ルール

(1) WTO ルールに関する解釈

前節で確認した、非関税障壁をめぐる「S&D 派」の主張には、さまざまな論点が含まれていた。これらの主張の中身を検討する際、WTO ルールとの整合性は重要な判断材料となる。

WTO 体制とは、一般的に自由貿易を促進する機関として把握される。事実、Bhagwati や Jackson 等によって作成されたレポート (WTO [2004]) では、「自由貿易を促進する機関」として位置づけている。しかし、Ostry [2001] や木村 [2005] は、GATS (サービス貿易) や TRIPS 協定を内包した WTO 体制は、もはや貿易問題に収まらない問題への対応を強いられるため、貿易自由化のための組織と狭く規定することは不可能と述べる。また、小寺 [2003] は、加盟国の権利義務関係を明確化するなかで、TRIPS 協定という非貿易的関心事項を取り込んだ WTO 体制を、他国の市場への参入機会の確保である「市場アクセス」(market access) という統一的な視角から貿易関係の規律を行なっていないと述べている。

このように、今日では、WTO を自由貿易の促進機関としてとらえる視点の有効性は低下している。要約すれば、WTO 体制では、GATT 体制の基本理念である「自由・無差別・多角主義」(佐々木 [2010]) のうち、「自由 (貿易)」の内容が複雑化していると考えられる。

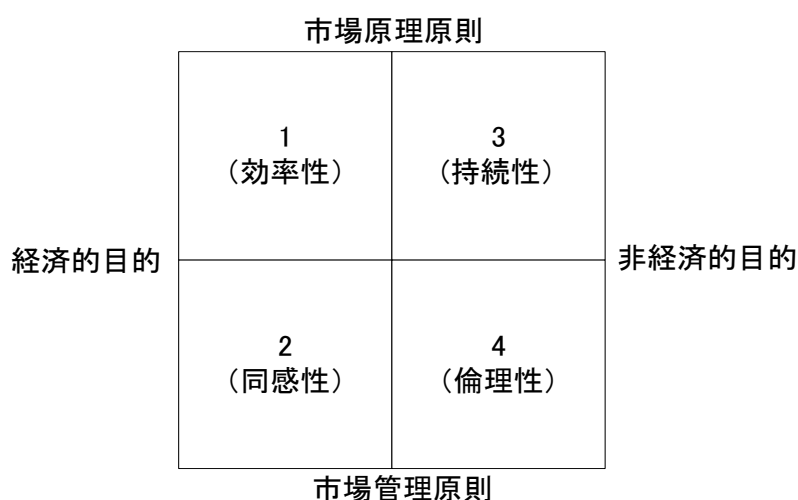
(2) WTO ルールの全体像

複雑な WTO ルールを把握するための枠組みを確認する。それは、日野 [2007] が提示したガバナンスボックスである。ガバナンスボックスとは、相反する規範が混在することになった WTO ルールの全体像を図示したものである。

ガバナンスボックスは、貿易関係の規律と貿易目的という 2 つの軸によって作られ、4 つのボックスからなる。まず、貿易関係の規律に関しては、GATT 体制からの伝統的機能である、市場による資源配分を実現するための規律を「市場原理原則」とする。そして、TRIPS 協定などの貿易自由化に相反する、市場による資源配分の規制に関する規律を「市場管理原則」とする。これは、GATT の当初の理念である、「資源の最適配分に信頼を寄せた市場メカニズムを維持するための取り決め」(西田 [2002]) を主軸にして、それと対置する市場のルール発展をとらえるものである。また貿易目的に関しては、経済学の伝統的規範基準に基づいて志向される目的を「経済的目的」とし、経済学の伝統的な規範基準とは異なる規範に基づいて志向される目的を「非経済的目的」とする。これは、WTO 協定前文に示された種々の目的を整理するものである。

各ボックスの性質については、次の通りである(図 1 を参照)。ボックス 1 は、GATT/WTO 体制の最も一般的でかつ中心的な役割を示すものである。効率性規範にもとづいた経済的目的を実現するための市場メカニズムの浸透を志向するボックスである。ボックス 2 は、経済的目的のために貿易自由化を阻害する市場ルール発展を志向するものである。アンチダンピングなどのいわゆる貿易救済措置の大部分がこのボックスに位置する。このボックスの規範基準として、「同感性 (sympathy)」を指摘できる¹²。具体的には、「中立的な観察者」の「同感」が得られる範囲内で競争を実現するために必要なルールをさす。たとえ

図 1 ガバナンスボックス



注) 各ボックスの数字は、ボックスの番号を示している。
出所) 日野 [2007] p.83

ば、経済学の知見によれば、知的所有権の保護は必要策と考えられている。ボックス 3 および 4 は、WTO になって追加されたものである。ボックス 3 は、環境などの非経済的目的を考慮した市場メカニズムの浸透を目指すものである。規範基準として「持続性」を指摘できる。ボックス 4 は、「文化」や「労働」などの非経済的目的のために市場ルール的发展を志向するものである。DDA で認められた「医療品アクセス」はこのボックスに位置する。このボックスの規範基準として「倫理性」を指摘できる。

さて、以上の議論を踏まえ、非関税障壁をめぐる「S&D 派」の主張の性格を明らかにしておく。「目的」については、環境技術の普及を主眼としていた。その動機には経済的目的を見出せられるものの、環境目的の実現という非経済的目的も見出せられる。また、「規律」については、TRIPS 協定の弾力的運用という市場のルール的发展を目指していた。したがって、要約すれば、経済的かつ非経済的目的のために市場ルール的发展を志向する提案であり、その性質上、ボックス 2 およびボックス 4 の双方に位置づけられる。

IV. 非関税障壁への対応策について

1. 非関税障壁の分類および定義と TRIPS 協定

非関税障壁とは、一般的に、関税以外の貿易障壁をさす。もっとも、輸出補助金などの政策は「障壁」という名称に馴染みづらい。しかし、本稿では、これらも含めて非関税障壁と呼ぶことにする¹³。なお、OECD は、貿易を制限する政策措置を「非関税障壁」と呼び、WTO ルールを侵害している措置を「非関税措置」と呼ぶ。WTO ルールとの関係性を重視するという点は非常に示唆的であり、本稿でもこの着想を分析に利用する。

非関税障壁は、極めて広範であり、多様なものを含む。したがって、分類もさまざまである。TRIPS 協定という知的所有権の保護に関する規定の解釈については、次の 2 通りがある¹⁴。第 1 に、知的所有権の保護の侵害を非関税障壁と認定する考え方である。その代表例は、MAST (a Multi-Agency Support Team) による分類である。MAST とは、UNCTAD と非関税措置に関する分析を扱うさまざまな組織に属する専門家によって構成された組織である。後述する非関税障壁に関する定義とともに、近年、この分類は代表的な見解となっている¹⁵。MAST では、「トレードマークを侵害した衣服が、真正商品よりもよい安い価格で販売される状況」を例として取り上げ、その内容を説明している。つまり、知的所有権の侵害を防ぐことを企図した内容になっている。貿易歪曲を生じさせる作用を問題視しているわけではない。同様に、WTO が作成した報告資料 (Kulaçoğlu [2010]) においても、知的所有権の保護の欠如を非関税障壁の一例として取り上げている。この解釈は、経済的目的のために、市場による資源配分を規制するという市場のルール的发展に基づいたものといえる。

一方、第 2 に、知的所有権の保護それ自体を非関税障壁とする考え方もある。たとえば、

Deardorff and Stern [1997] では、「貿易、制限的措置およびその他の政策への政府の関与」の一項目である「政府資金による R&D と他の技術政策」の一例として、知的所有権の保護を取り上げている。このような解釈は、GATT/WTO 体制の一般的な理解からすれば、自然であり、経済的目的のために市場原理を追求するというものである。ただし、前節で確認した通り、TRIPS 協定を内包してしまった WTO ルールとの整合性は低い。したがって、今日では、正当性の低い解釈である。

続いて、非関税障壁の定義について確認しておく。WTO には公式の定義がない。上記の通り、関税以外の障壁という定義が一般的であるが、一方で、経済厚生が悪化や貿易コストの上昇を判断基準とするものもある。ただし、TRIPS 協定が、新規の発明の奨励を意図するものであるため、静学的な分析概念は馴染みにくい。また、TRIPS 協定は、必ずしも貿易コストを引き下げたものではない。そこで、上記の 2 つの判断基準を採用しない、MAST [2009] の定義に注目したい。MAST によると、非関税措置とは、「取引量または取引価格あるいはその双方の変化を通じて、財の国際貿易に経済的な影響を潜在的に及ぼす可能性をもつ関税以外の政策措置」(MAST [2009]) である。措置それ自体だけでなく、その潜在的な影響にまで焦点を広げた内容となっている。

ただし、この定義の解釈をめぐって、次の 2 つの論点を提示できる。第 1 に、上述した、複雑な WTO ルールを考慮すれば、非関税障壁の判断基準は、本来的には、経済的影響にとどまらず、非経済的影響への配慮も必要になるという点である。第 2 に、非関税障壁をめぐって、国際貿易への影響は副次的な要素でしかないという点である。MAST の分類では、上記の通り、TRIPS 協定の侵害を一例として取り上げていたが、その直接的な判断材料は、国際貿易に及ぼす影響の有無ではない。あくまで、TRIPS 協定に違反していることである。つまり、OECD の非関税措置の定義にあるように、その正当性は WTO ルールとの整合性が取れているか否かという点にあると解釈できる¹⁶。この解釈を採用すれば、非市場的手段を非関税障壁への対応策として提案することの妥当性 (=TRIPS 協定の弾力的運用の是非) は、「TRIPS 協定の規定に合うかどうか」に依存することになる。

2. TRIPS 協定の規定

TRIPS 協定の規定を、まず確認しておこう。TRIPS 協定では、「特許が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明に与えられる」(TRIPS 第 27 条) とある。特許の対象は、財でもサービスでもなく、技術である。したがって、当然ながら、環境技術も適用対象となる。ただし、TRIPS 協定第 27 条 (2) には、「加盟国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること (人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。) を目的として、商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる」とある。「環境に対する重大な損害を回避」という文言があり、環境への配慮を読み取れる¹⁷。このような規定を利用するためには、「S&D 派」の提案を、医療品アクセスと同様に、非経済的目的

のために市場ルールを発展を志向するものと把握することが肝要となる。また、上記の通り、そのような解釈は可能である。

さて、具体的な適用方法は、第 1 に、TRIPS 協定第 30 条の「与えられる権利の例外」という規定を利用して、環境技術を TRIPS 協定の例外としてしまう方法、あるいは第 2 に、TRIPS 協定の第 31 条の「特許権者の許諾を得ていない他の使用」等が考えられる。

第 1 の方法は、環境技術に特許権を与えるものの、例外的に第三者の使用を認めるというものである。環境技術の範囲に関しては、交渉で環境物品として特定化されたものとすれば明快である。しかし、新しい物品の取り扱いに関して、運用面で問題が生じる。また、新しい物品の開発のディスインセンティブとなる可能性も生じる。第 2 の方法は、強制実施権に関するものである。強制実施権とは、一定の条件下で特許を使用する権利を第三者に認めることができるというものである。ただし、医療品アクセスでも問題となったが、強制実施権の使用は、TRIPS 協定 31 条 (f)（「主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される」）にあるように、主として国内市場の供給に限定される。したがって、生産能力が不十分あるいは無い加盟国への措置が争点となる。解釈の仕方によっては、生産能力のある加盟国が他の生産能力が不十分あるいは無い加盟国へ輸出することを許容するというところもある程度可能かもしれない。一方で、生産能力が不十分あるいは無い加盟国への技術協力および技術移転を促進するという方法もある。「S&D 派」も、環境技術の普及に関する援助等の措置に言及しており、技術協力等の必要性を示唆するものとなっていた。

続いて、技術協力等に関する規定を確認しておく。TRIPS 協定には、知的財産権を保護する一方で、先進国に対して技術協力および技術移転に関する義務規定がある。まず、TRIPS 協定第 66 条 (2) によると、「先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する」とある。また、TRIPS 協定第 67 条によると、「この協定の実施を促進するため、先進加盟国は、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国のために、要請に応じ、かつ、相互に合意した条件により、技術協力及び資金協力を提供する。その協力には、知的所有権の保護及び行使並びにその濫用の防止に関する法令の準備についての支援並びにこれらの事項に関連する国内の事務所及び機関の設立又は強化についての支援(人材の養成を含む。)を含む。」とある。TRIPS 協定が採択されて以降、第 66 条 (2) は注目を集めることがなかったが、2003 年 2 月の TRIPS 理事会では、技術移転奨励措置義務の実施に関する決定がなされた。この決定により、日・米・欧等の先進国は、この義務の履行に関する取り組みを TRIPS 理事会に報告している¹⁸。

3. 「S&D 派」の主張の妥当性と留意点

以上より、「S&D 派」の提案は、TRIPS 協定の内容に合致するものであるといえる。つまり、①環境への配慮のため、環境技術に関する規定を弾力的に運用することと、②途上

国への環境技術の普及のために各種の措置を講ずることは、TRIPS 協定と整合的である。したがって、非関税障壁への対応策という観点からの提案は妥当といえる。また、これらの提案は、複雑な WTO ルールに本来的に備わる「ボックス 4」の機能を顕在化させようとするものである。1 グループの個別の利害を超えて、TRIPS 協定を内包した WTO ルールの強化につながるという点でも非常に意義のある提案である。

ただし、具体的な成果につなげていくには、解決あるいは当座の対応が求められるさまざまな留意点がある。今後の課題も踏まえつつ、医療品アクセスを参考しながら考えてみたい。

第 1 に、TRIPS 協定のどの規約を用いるのかという点である。まず、TRIPS 協定第 66 条 (2) では、技術移転および技術協力の対象になる国は、LDC (後発開発途上国) 諸国に限定されると解釈できるが、TRIPS 協定第 67 条では、LDC を含めた途上国全般と解釈できる。運用面で大きな開きが出てきてしまう。現実的な対応は、TRIPS 協定第 66 条 (2) の活用であろう。ただし、「S&D 派」の妥協を引き出すには、広範な国々への対応が効果的と考えられる。

第 2 に、技術移転および技術協力の中身の曖昧さである。まず、①として TRIPS 協定の内容に曖昧さがある。TRIPS 協定の技術移転が何を意味するのか、その内容は明確ではない。財の移転をもって、技術移転が生じたと解釈することも可能である。もっとも、そのような市場を通じた移転は、関税の削減・撤廃を通して促進されるものである。ただし、「S&D 派」の主眼は、上記の通り、援助やソフトローンなどの非市場的手段の実施である。また、医療品アクセスであった、人材育成といった措置も実施可能であろう。たとえば、日本の科学技術振興機構が LDC ではないもののタイの国保険省医療学局と協力して、DNA ワクチンに関する共同特許出願をした事例等がある。環境技術の分野でも同様の措置が期待される。また、②として提案国の内容にも曖昧さがある。キューバの主張を文字通り解釈すれば、普及を求める技術は、生産技術に関連するものというよりも、主として消費に関する技術であると理解できる。第 II 節で言及した通り、環境技術は、消費の仕方が多様であり、その仕方によっては環境効果が異なってくる。この特徴は、消費の仕方が明確な医療品とは異なる点である。したがって、キューバの主張は極めて妥当なものといえる。ただし、上記の TRIPS 協定の技術協力とは、この内容に留まらない解釈が可能であり、運用の段階になれば、生産技術の普及が要請される可能性が高い。

ただし、途上国による環境物品の生産開始によって、環境技術の普及がどれだけ促進されるかは確定的でない。医療品の分野では、特許代が消滅することで、医療品の価格が下がった。ただし、環境技術の分野では、Barton [2007] が主張する通り、すでに多くの技術で特許が切れている。環境技術＝新規の技術ではない¹⁹。もちろん、今後、技術革新が生じ、その分野では特許による価格上昇が普及を阻害させる作用をもつ場合もある。ただし、たとえ特許によって保護されていたとしても、激しい競争が起きていれば、価格は低下することになる。途上国自身の生産開始によって得られるメリットは、①新規参入の

増加、②（①と関連するが）より安いコストでの生産、③途上国が抱える固有の環境問題への対応である²⁰。その一方で、生産技術に関しては、TRIPS 協定が存在することで、ライセンスなどの形態で技術移転が促進されるという見解も存在する²¹。途上国の生産開始による環境技術の普及効果に関しては、より詳細な検討が求められる。

V. むすびに

検討の結果、次の2つの結論を得た。第1に、非市場的手段の経済合理性については、市場的手段によって生じる学習効果を補完する作用があり、市場メカニズムによる環境技術の普及を後押しするという経済合理性のある政策であるとの仮説的な結論を得た。第2に、非市場的手段を、非関税障壁をめぐる対応策として提案することについては、TRIPS 協定を内包した WTO ルールを強化する作用があるため、妥当性があるとの結論を得た。よって、本稿が注目した提案は交渉を進展させる政治的な材料としてだけではなく、学問的見地から判断しても意義のあるものであるといえる。ただし、運用面では多くの課題があることも事実である。

最後に、今後の課題を記す。第 1 に、仮説の検証である。本稿で提議した、自由化による環境効果および学習効果の検証を行わなければならない。また、途上国が環境物品を生産することによる環境物品の普及効果についてもさらなる検証が必要である。第 2 に、APEC を舞台にした自由化交渉の検討である。本稿では、WTO における自由化交渉のみを分析の素材としたが、周知の通り、WTO ではあらゆる交渉が行き詰まりをみせている。その一方で、環境物品の自由化交渉に関して、WTO よりも長い歴史をもつ APEC を舞台にした自由化交渉の意義はますます高まっている。

（付記）本稿は、科学研究費補助金若手研究（B）「環境技術移転と学習作業をもつ環境物品貿易の交渉実態に関する研究：APEC を中心に」の成果の一部である。

（謝辞）本稿は、環境経済・政策学会 2012 年度大会で報告した論文「環境物品貿易と非市場的手段—非関税障壁への対応をめぐる」を加筆・修正したものである。座長の山口光恒先生（東京大学）、討論者の道田悦与先生（アジア経済研究所）をはじめとする大会参加者からいただいた貴重なコメントに感謝する。また、有益なコメントを頂戴した匿名の査読者にも感謝する。なお、あり得べき誤りの責任は筆者に帰属する。

参考文献

- Barton, J.B.[2007]“Intellectual Property and Access to Clean Energy Technologies in Developing Countries”, International Centre for Trade and Sustainable Development Issue Paper No. 2.
- CERDI-CNRS and De Melom, J. [2009] ”Non-Tariff Measure: What Do We Know, What Should Be Done?” Etudes et Documents, E2009.33.
- Deardorff, A.V. and Stern, R. [1997] ”Measurement of Non-Tariff Barriers,” OECD Economics Department Working Paper ,179, Paris.
- ICTSD [2008] “Liberalization of Trade in Environmental Goods for Climate Change Mitigation: The Sustainable Development Context”.
- IDE-WTO [2011] *Trade patterns and Global value chains in East Asia: From trade in goods to trade in tasks*, Geneva.
- Kulaçoğlu, V. [2010] ”Contribution of Trade Opening to Access to Climate-Friendly Goods and Services,” WTO Side Event at COP 16.
- MAST [2009] ”Report to the Group of Eminent Persons on Non-Tariff Barriers,” Presented at the Group’s meeting of November 5. 2009, Geneva.
- OECD [2002] *Towards Sustainable Household Consumption? Trends and Policies in OECD Countries*, Paris.
- OECD/Eurostat [1999] *The Environmental Goods and Services Industry: Manual on Data Collection and Analysis*, OECD Publications, Paris.
- Ostry, S. [2001] “The multilateral trading system,” Rugman, A.M. and Brewer, T. L. (eds.) [2001] *The Oxford Handbook of International Business*, Oxford University Press, New York.
- Stern, N. [2007] *The Economics of Climate Change: The Stern Review*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Smith, A. [1759] *The theory of moral sentiments*, with considerable additions and corrections, Printed for A. Millar, in the Strand, London (水田洋訳 [2003] 『道徳感情論 (上・下)』岩波文庫) .
- UNCTAD [2004] *Trade and Environment Review 2003*, UNCTAD/DITC/TED/2003/4 Geneva.
- UNCTAD [2010] *Non-Tariff Measures: Evidence from Selected Developing Countries and Future Research Agenda*, Geneva.
- World Bank [2008] *International Trade and Climate Change: Economic, Legal, and Institutional Perspectives*, Washington, DC.
- WTO [2004] “The Future of the WTO: Addressing Institutional Challenges in the New

Millennium,” Geneva.

石田修 [2011] 『グローバリゼーションと貿易構造』 文眞堂.

尾島明 [1999] 『逐条解説 TRIPS 協定—WTO 知的財産権協定のコンメンタール—』 日本機械輸出組合.

国際知財制度研究会 [2012] 『「国際知財制度研究会」報告書（平成 23 年度）』 特許庁.

木村福成 [2005] 「ドーハ開発アジェンダと WTO 体制の危機」 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成（編著）『日本の新通商戦略—WTO と FTA の対応』 文眞堂.

小寺彰 [2003] 「WTO 体制における「非貿易的関心事項」の位置—その鳥瞰図」 小寺彰編『転換期の WTO—非貿易的関心事項の分析』 東洋経済新報社.

佐々木隆生 [2010] 『国際公共財の政治経済学—危機・構造変化・国際協力』 岩波書店.

西田勝喜 [2002] 『GATT/WTO 体制研究序説—アメリカ資本主義の論理と対外展開』 文眞堂.

馬場敬治 [1936] 『技術と社会』 日本評論社.

日野道啓 [2005] 「環境物品の自由化交渉の争点の構造と WTO の位置付け」『九州経済学会年報』 43:139-144.

日野道啓 [2007] 「WTO 体制の多様化する原理原則と環境物品交渉—「管理派」台頭の意味をめぐって」『日本貿易学会年報』 44:81-88.

日野道啓 [2009] 「現代の環境問題と市場的手段の意義」『経済学研究（九州大学）』 76 (1) :147-170.

日野道啓 [2011] 「環境物品交渉の性質と構図」『日本貿易学会年報』 48:91-99.

日野道啓 [2012] 「環境物品貿易の自由化効果に関する再考—諸概念の整理と仮説的検討」『九州経済学会』 50:113-118.

* 鹿児島大学法文学部経済情報学科、hino@leh.kagoshima-u.ac.jp

¹ 環境物品の代表的な定義として、OECD の定義がある。それは、「資源使用と汚染を最小化し、環境リスクを減少させるサービス、産品そしてクリーンな技術を含み、エコシステム、騒音、廃棄物と関連する問題や、水、大気および土壌への環境被害を修正するか、最小限にするか、制限するか、防止するか、または測定するための物品とサービスを生産する活動として定義される環境関連産業」（OECD/Eurostat [1999] p.9）に含まれる物品である。非常に広範な内容であるため、整理が必要となる。本稿では、環境物品を、①「環境対策物品」と、②「類似の用途をもつ物品よりも環境負荷の相対的に低い物品」の 2 種類に分けて把握する。なお、この分類は、UNCTAD [2004] と ICTSD [2008] による分類と実質的に同一のものである。ただし、UNCTAD [2004] は環境サービスとの関係性に注目した分類（①環境サービスを提供するものと、②環境サービス）であり、ICTSD [2008] は交渉状況に注目した分類（①伝統的環境物品、②EPP（Environmentally Preferable Product:環境上望ましい産品））である。一方、本稿の分類は、自由化による環境効果の相違に注目した分類である。つまり、前者は主として消費活動によって環境負荷の低減が生じ、後者は主として生産活動によって環境負荷の低減が生じる。

² 関税障壁をめぐる問題に焦点をあて、交渉の実態あるいは交渉締結に関する政策提言を検討した研究として、日野 [2005、2007、2011]、World Bank [2008] および ICTSD [2008] 等がある。

³ ただし、TRIPS 協定のpatent期間の見直しを市場原理の追求と解釈することもできるかもしれない。その意味では、これらの措置は市場的手段と呼べる。ただし、後述の通り、この解釈の正当性は低い。

⁴ Barton [2007] も、医療品アクセスと比較しながら、知的財産権の保護が環境技術の普及を阻害しているかどうかを検討している。

-
- 5 その他では、日野 [2009] が資源配分機能に注目して、環境物品貿易の環境効果の意義を説明していた。
- 6 広義の技術とは、「一定の目的を達成する方法を意味し、此目的を達成する為の行動の仕方」(馬場[1936] p.7) である。
- 7 OECD [2002] は、消費を「消費者の一連の行為」と定義する。具体的には、消費者の行為を、「選択」、「購入」、「使用」、「維持」、「修繕」、「廃棄」の6つの過程から総合的に把握する。
- 8 なお、「移転」においては、価格水準の変化という情報が当該主体に不足する環境技術に関する知識を補うことで、行動の変化を発生させる。したがって、知識の獲得にもとづく、行動の継続的な変化ではない。
- 9 詳しくは、日野 [2005、2007] を参照。
- 10 WTO が作成した報告資料 (Kulaçoğlu [2010]) に基づく。
- 11 環境技術に関する提案は、キューバ以外にも、中国およびインド (TN/TE/W/79) そしてアルゼンチンおよびブラジル (TN/TE/W/76) 等が行っている。これらの諸国は、S&D の観点から、環境技術の移転およびそのための資金的な援助の必要性を求めている。これらの提案は、キューバの提案と異なり、環境技術の移転に関して、より具体的でかつ包括的である。また、中国およびインドの提案でも、キューバと同様に、知的所有権のあり方について一部言及がある。ただし、これらの提案には、第1に、キューバの提案と異なり、非関税障壁への対応という視点が無い。第2に、「開発」目的を論拠にして、途上国のニーズを全面的に主張するという性質をもつため、政策的実現性に疑問なしとはいえない。以上の2点を考慮して、本稿では、キューバの主張に注目する。
- 12 ここでいう「同感」とは、「中立的な観測者」のそれであり、各個人が利己的な行動をとっても社会的に秩序を成り立たせるためのモラルをさす (Smith [1759])。
- 13 同様の措置は、Deardorff and Stern [1997] 等においてもみられる。
- 14 知的所有権の保護に関する規定は、すべての分類で扱われているわけではない。(たとえば、UNCTAD-TRAINS や米国の国際貿易委員会など)。なお、CERDI-CNRS and De Melom, J. [2009] は非関税障壁の分類について詳しい。
- 15 たとえば、IDE-WTO [2011] は、近年の代表的な見解として取り上げている。
- 16 同様の解釈は IDE-JETRO [2011] にも見出せられる。IDE-JETRO [2011] では「(表1の紛争処理に関する統計は) 非関税措置あるいはその他の貿易手段そのものの合法性よりも、これらの貿易手段がWTOルールにしたがっているかどうかという問題にかかわる」(p.43。なお、括弧は筆者による) と述べている。
- 17 尾島 [1999] によると、1991年の交渉終盤にかけて、環境問題への関心の高まりを反映して追加されたものである。
- 18 日・米・欧の取り組みについては、たとえば、国際知財制度研究会 [2012] の第2章のIV等を参照。
- 19 たとえば、途上国が比較優位をもつEPPには、麻の織物などが含まれるが、これらは新規の技術ではない。
- 20 インドが、先進国で生産された財の輸入がもたらす問題点として指摘していた点である (TN/TE/W/51)。
- 21 石田 [2011] は、TRIPS協定が途上国の国民経済視点や貧困層の立場からすると食料保障や公衆衛生を壊すものであるとの批判を考慮しても、ライセンスなどの形態で先進国からの移転を拡大させるものであるとして、その意義を説明している。